

2020年2月18日
在ヒューストン日本国総領事館

当地安全情報及びハーグ条約セミナー開催のご案内

●日時:2020年3月7日(土) 10:00~12:00

●場所:ヒューストン日本商工会事務局・三水会センター会議室 (定員 50 名)

(Ashford Crossing II, 1880 S.Dairy Ashford Rd., Suite 170, Houston TX77077)

●テーマ

第1部 「身近に潜む危険と安全対策」 在ヒューストン日本国総領事館 眞下 真由美

第2部 「注意！子供を日本に連れて帰る前に～ハーグ条約～」 外務省領事局
ハーグ条約室 村田 つかさ

本セミナーでは、第1部で日本総領事館から、最近当地で起こっている一般的な被害事案や被害に遭われた時の対策等についてお話しします。

第2部では、外務省ハーグ条約室から、子どもを連れて日本に（一時）帰国する際の注意点、ハーグ条約に関し配偶者の同意なく子どもと日本に帰国した場合に起こり得ること、また、連れ去りが起こった場合にそれぞれの親がどのような手続きに関わることになるかを説明いたします。お子さんが国境を越えて移動する可能性がある親御さんには知っておいていただきたい条約ですので、是非この機会にご参加ください。

【本セミナーに関するお問合せ】

在ヒューストン日本国総領事館

電話：713-652-2977

メール：ryoji@ho.mofa.go.jp

当日のお問合わせは、三水会センター（281-493-1512）までお願いします。

在留邦人の皆様を対象としたセミナーです。ご関心のある方はどなたでもご参加いただけます。小さなお子様連れの方は、保護者の方が責任をもってお子様を見ていただくようお願いします。

ハーグ条約の概要

<正式名称>

- 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約
- Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction
- 締約国は2020年2月1日現在, 101か国
- 日本は2014年1月24日に署名・受諾。2014年4月1日より発効

<基本的な考え方> 子の利益が最も重要

- ① 条約締約国間において, 一方の親に国境を越えて不法に連れ去られた, または留置された子の返還を確保

(両親の国籍は問わない)

⇒ 原則: 不法に連れ去り・留置された子は, 原則として元の居住国(常居所地国)へ返還する。

例外: 子が心身に害悪を受ける重大な危険がある場合等

- ② 国境を越えた親子の面会交流を促進
(不法な連れ去り等の有無は無関係)



Ashford Crossing II 1880 S. Dairy Ashford Rd., Suite 170, Houston, TX 77077

Tel. 281-493-1512 / Email: sansuikai@jbahouston.org

三水会センター図書館
ヒューストン日本商工会事務局
ヒューストン日本語補習校事務局

【住所】

Ashford Crossing II

1880 S. Dairy Ashford Rd., Suite 170, Houston, TX 77077



新三水会センターは、6階建てのビルの1階にあります。

注：同じ住所のビルが2棟並んでいますので、ご注意ください。

三水会センターのビルは、Whittington Driveからのみアクセスできます。Dairy Ashfordからはアクセスできません。駐車場はビルの両脇にあり、無料です。